

親任官任命(一名)

内閣人第二〇三号

起案

平成十四年一月十五日

決定	平成十四年一月十六日
上奏	平成十四年一月十五日
裁可	平成十四年一月十五日

施行

平成十四年一月十六日	平成十四年一月十五日
------------	------------

内閣総理大臣

野田

内閣官房長官

野田

内閣官房副長官

野田

内閣総務官

野田

野田

片山 国務大臣

坂口 国務大臣

坂口

石破 国務大臣

福田 国務大臣

福田

森山 国務大臣

大島 国務大臣

海外出張不在

石原 国務大臣

細田 国務大臣

細田

川口 国務大臣

平沼 国務大臣

平沼

鴻池 国務大臣

鴻池

塩川 国務大臣

扇 国務大臣

扇

竹中 国務大臣

竹中

遠山 国務大臣

鈴木 国務大臣

鈴木

谷垣 国務大臣

谷垣

最高裁判所長官山口 繁は裁判所法第五十条の規定により十一月三日定年退官となりますので、

その後任として、内閣は最高裁判所判事町田 顯を最高裁判所長官に指名し、左のとおり閣議

内閣

決定の上上奏致したい。

最高裁判所判事 町田

顯

最高裁判所長官に任命する

内閣

1丁									裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍			事	項	庁	名			
氏名	出生年月日	昭 和 十 一 年 十 月 十 六 日	町 ま ち 田 だ あ き ら 顯									
〃	三九	〃	〃	〃	〃	三三	東京簡易裁判所に補する	最高裁判所				
〃	四	〃	四	四	四	一〇	簡易裁判所に兼ねて任命する	内閣				
〃	一四	〃	一四	一三	一	一〇	兼ねて東京家庭裁判所に補する	最高裁判所				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所に補する	内閣				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	判事補に任命する	内閣				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	司法修習生の修習終了	〃				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	司法修習生を命ずる	最高裁判所				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	東京大学法学部卒業	最高裁判所				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会				

年 号	月	日	事 項	庁 名
昭和四〇	五	一	札幌地方裁判所判事補に補する	
			札幌地方裁判所室蘭支部勤務を命ずる	
			兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する	
			札幌家庭裁判所室蘭支部勤務を命ずる	
			室蘭簡易裁判所判事に補する	最高裁判所
〃 四一	四	一四	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	〃
〃 四三	四	一〇	東京地方裁判所判事補に補する	
			兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する	
			東京簡易裁判所判事に補する	
			最高裁判所事務総局民事局付を命ずる	〃
〃	九	三〇	法制審議会幹事に任命する	法務省
〃 四五	九	三〇	法制審議会幹事に任命する	〃
〃 四六	四	一三	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事補につき任期終了	

3 丁

裁 判 所

		年 号	月	日	事 項	庁 名
	〃	昭和四六	〃	〃	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	内 閣
	〃	四	四	一四	判事兼簡易裁判所判事に任命する	
	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事に補する	
	〃	〃	〃	〃	兼ねて東京家庭裁判所判事に補する	
	〃	〃	〃	〃	東京簡易裁判所判事に補する	
	〃	〃	〃	〃	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる	最高裁判所
	〃	〃	〃	〃	最高裁判所事務総局民事局付を免ずる	
	〃	〃	〃	〃	札幌地方裁判所判事に補する	
	〃	〃	〃	〃	兼ねて札幌家庭裁判所判事に補する	
	〃	〃	〃	〃	札幌簡易裁判所判事に補する	
	〃	〃	〃	〃	札幌高等裁判所判事の職務代行を命ずる	札幌高等裁判所
	〃	〃	〃	〃	法制審議会幹事を免ずる	法 務 省
	〃	〃	〃	〃	東京地方裁判所判事に補する	
	〃	〃	〃	〃	東京簡易裁判所判事に補する	
	〃	〃	〃	〃	最高裁判所事務総局経理局主計課長を命ずる	最高裁判所

町 田 顯

4 丁								裁 判 所							
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃		昭 和 五 〇	年 号
	九	一	七	〃	六	二	二		二	〃	〃	一		二	月
	一一	一	一五	〃	一五	二一	二一		二一	〃	〃	二七		一七	日
最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	部の事務を総括するものの指名を解く	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	法制審議会幹事に併任する	法制審議会幹事に併任する		法制審議会幹事に併任する	内閣法制局参事官(二部)に併任する	検事一級(東京地方検察庁検事)に任命する	最高裁判所事務総局経理局総務課長を免ずる	最高裁判所事務総局経理局総務課長を命ずる	最高裁判所事務総局経理局主計課長を免じ	事 項
		〃	〃	最高裁判所	内 閣	〃	〃		法 務 省	内 閣 法 制 局	法 務 省	〃	最 高 裁 判 所		庁 名

町
田
顯

6丁

裁判所

										年	号	月	日	事	項	庁	名		
九	八	七	六	七	六	七	六	七	六	平成五									
一	一	一	四	一	四	一	六	一	六										
一	一	一	一	一	一	一	一五	一	一四										
部の事務を総括するものに指名する		部の事務を総括するものに指名する		部の事務を総括するものに指名する		部の事務を総括するものに指名する		東京高等裁判所判事に補する		千葉地方裁判所判事に補する		千葉地方裁判所判事に補する		判事に任命する		裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了		千葉地方裁判所長を命ずる	
最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	

町田 顯

